

令和5年 第1回定例会

岩見沢市教育委員会会議録

令和5年1月18日 開会

令和5年1月18日 閉会

岩見沢市教育委員会

令和5年 第1回定例会

岩見沢市教育委員会会議録

(令和5年1月18日)

○本委員会に付議した議件

- 1 報告第 1号 教育長の一般経過報告について
- 2 報告第 2号 令和4年岩見沢市議会第4回定例会について
- 3 議案第 1号 岩見沢市立学校管理規則の一部改正について
- 4 議案第 2号 岩見沢スポーツセンター条例施行規則等の一部改正について
- 5 議案第 3号 岩見沢トレーニングセンター条例施行規則及び岩見沢市温水プール条例施行規則の一部改正について
- 6 議案第 4号 社会体育施設等の利用における市内・市外の判定基準の設定について
- 7 議案第 5号 社会体育施設等の利用における既納の使用料を還付する場合及び取消料の徴収基準の設定について
- 8 議案第 6号 社会体育施設等の利用目的による優先予約の受付基準の設定について
- 9 議案第 7号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 10 議案第 8号 岩見沢市へき地保育所条例の一部改正について
- 11 議案第 9号 岩見沢市へき地保育所条例施行規則の一部改正について
- 12 議案第10号 岩見沢市立高等学校職員の昇給及び勤勉手当に係る取扱要綱の一部改正について

そ の 他

○本委員会に出席した者

教 育 長	吉 永 洋
委 員	杉 野 幹 夫
委 員	菊 池 亜 希
委 員	遠 藤 か ず み
委 員	南 部 博 明

教 育 部 長	所 美 穂 子
教 育 部 次 長	住 吉 功 成
学 校 教 育 課 長	戸 沼 貴 志

指 導 室 長	出 口 哲 也
学 校 給 食 課 長	田 公 寿 幸
生涯学習・文化・スポーツ振興課主幹	浦 田 義 慎
教 育 施 設 課 長	大 内 規 裕
子 ど も 課 長	小 野 直 樹
図 書 館 長	中 川 和 彦
緑陵高等学校事務長	廣 田 康 裕
事務局学校教育課総務係長	和 田 佳 晴
事務局学校教育課総務係	若 林 昌 吾

午前10時00分 開会

○吉永教育長 ただ今から令和5年第1回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、菊池委員さんをお願いします。

初めに、日程番号1、報告第1号 教育長の一般経過報告について、私から説明させていただきます。

昨年の12月3日から今年の1月4日までの間の経過報告になります。

まず初めに、12月5日から市議会の第4回定例会が始まりました。12、13日に一般質問、16日に閉会で、定例会については後ほど所教育部長から説明があります。

12月8日に定例校長会議がありまして、就任して初めての顔合わせの校長会議でありました。市内の校長先生方には、私から来年度を含めた教育の方針について簡単に説明させていただき、基本的に大きく、三角教育長さんが示した方向とは変わりませんが、重点的なことを2つお話させていただきました。来年度の重点的なものとしては、1つは学力向上であり、その向上のために、やはり教員の資質向上が必要であって、そのために、研修を充実していただきたいというところでもあります。2つ目は、9つのコミュニティ・エリアの充実について市内の校長先生方をお願いをしてきたところでもあります。

同じく、15日には定例の教頭会議がありまして、教頭先生には、今言いました2つの重点について、教頭先生方に分かりやすくお話をさせていただいたつもりであります。

この日に、所教育部長、戸沼学校教育課長と、道教委のほうに、新しい高校づくりの関係についてのお話をしに行きました。

2枚目のところになりますが、20日に北空知と中空知の各教育委員会を訪問し、就任の挨拶をさせていただきました。通例、中空知・北空知のほうには挨拶に行かないということでしたが、これから様々な形でお世話になると思いますので、それぞれの教育長さんに顔合わせをしたところでもあります。

以下、書いてあるとおりでございます。

この件について、皆様から何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

何かありますか。

(「なし」という声あり)

○吉永教育長 では、この件については終了いたします。

続きまして、日程番号2、報告第2号 令和4年岩見沢市議会第4回定例会について説明をお願いいたします。

○所教育部長 それでは、私からご説明いたします。

2枚目以降の答弁一覧をご覧くださいながら、お聞きいただければと思います。

令和4年市議会第4回定例会は、先ほどお話がございましたとおり、12月5日から16日までの会期で開催されました。9日から3日間の日程で行われた一般質問では、教育委員会に対し8人の議員から質問がありましたので、主な質問について報告をいたします。

1人目は、市民クラブの増山議員から2点の質問があり、2点目のコミュニティ・エリ

ア構想については、令和2年度から4年度の3年間で9つ全ての中学校区に協議会を設置し、「地域合同運動会の実施」や「地域の方々の協力による授業」など、学校と地域が一体となった特色ある活動を行っている」と答えました。

また、各エリア間の連携の機会を積極的に設定し、それぞれが地域とともに歩む学校づくりを進めていくことが重要であると答えました。

2人目は、無所属の太田議員から岩見沢東高校と岩見沢西高校との統合について質問があり、統合に至ったこれまでの経緯を説明するとともに、これからの高校づくりについては、時代の変化に柔軟に対応し、社会に貢献できる優れた人材を輩出する教育が重要であり、生徒の進路実現を見据えた質の高い学びに加え、幅広い学習ニーズに応える高校づくりが進むことを期待していると答えました。

3人目は、政和会の石黒議員からコロナ禍での不登校の子どもたちの人数の推移と対策について質問があり、不登校児童生徒数の状況を説明し、不登校児童生徒に対する学びの保障については、タブレット端末による「オンライン授業」や「ロイロノート」などを活用し、不登校であっても将来社会で自立することができるよう、一人一人に合わせた学びの保障に組織的・計画的に取り組んでいると答えました。

4人目は、公明党の猪口議員から通園バス置き去り防止についての質問があり、市内の対象となるバスの数と国による緊急点検の結果を報告し、説明会などについては、引き続き国の動向を注視し、実施について検討していくと答えました。

5人目は、政和会の日向議員から2点の質問があり、教員の働き方改革については、病気による休職者の人数を報告し、在校等時間の長時間化を防ぐ取組をしながら、教員が業務に専念できる環境を整えていくことが重要であること、また、休憩時間の取得状況については、取得が難しい実態は認識していると答えました。

2枚目に移りまして、6人目は、共産党の山田議員から新型コロナウイルス感染症の下での教育行政について質問があり、感染状況については、感染者数と臨時休業の状況を報告し、修学旅行への対応については、国や道の通知と衛生管理マニュアルに基づき、児童生徒の健康・安全を十分に考慮した上で実施を決定していると答えました。

また、給食の黙食の対応については、現状は国や道の通知を踏まえた内容で学校へ通知し、各学校ではそれに応じた対応をしており、会話を行うことについては、各学校において教室環境や感染状況等により慎重に対応するよう指導していくと答えました。

7人目は、市民クラブの大坂議員から岩見沢市の教育推進について教育長の基本的姿勢、考え方について質問があり、学力の向上を第一に、教員の資質向上を図り、各学校の特色を生かした授業づくりを進める環境を充実させたいこと、また、新たな時代を見据えた人づくり、まちづくりに貢献する教育施策を、教育行政と学校現場が一体となり、学校・家庭・地域が連携協働して進められるよう力を注いでいくと答えました。

8人目は、市民クラブの宮下議員から2点の質問があり、1点目の性的マイノリティへの理解の促進と支援については、現状の取組として、配慮すべき場面など幅広い視点から

検討する必要がある、組織的に取り組むことが重要で、学習会や研修会などを通して、理解を深める取組を進めていると答えました。

また、具体的な配慮の方法として「服装の選択」や「トイレの利用」、「呼称の工夫」などに取り組んでいること、人権教育については、道徳教育やピア・サポートなどを通して、自らの大切さや他人の大切さを認めていくことができるよう指導していると答えました。

その他の質問に対する答弁の要旨につきましては、資料に記載されておりますので、ご覧ください。

また、令和4年第11回定例会にてお諮りしました補正予算について、12月14日に開催された総務常任委員会において審査され、共産党の山田委員から質疑がありましたが、いずれの議案も原案のとおり可決され、定例会を閉会いたしました。

報告は以上でございます。

○吉永教育長 ただ今、報告第2号について説明がございました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○杉野委員 2点、お願いいたします。

まず1点目ですが、増山議員さんのところの、地域子ども会の現状のところを教えていただきたいと思います。少子化で地域の子どもの数が本当に少なくなって、また、子どもを取り巻く地域だとか、あと、保護者の意識もいろいろ変わってきて、育成会、子ども会の活動が難しくなっているのかなと思います。そんな中、各地域の育成会、子ども会、それから連合会も含めて、役員の方々が本当に子どもの健全育成に向けて工夫して活動されていて、本当に頭が下がる思いですが、現状、子ども会の活動としてどのような課題があるのか、そして、その課題に対してどのように解決に向けて取り組んでいるのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

もう1点は、日向議員さんの教員の働き方改革のところですが、長期休職者の代替の部分について、ここには、代替者が見つからずに一定期間充足されないケースもあるということが現実的にあるということで書かれていますが、この部分は全国的に問題になっている部分なのかなと思います。ここ1、2年の岩見沢市の状況として、代替教員が充足されないケースがあったのかどうか、その辺、教えていただきたいと思います。もし、あった場合、どのように対応されてきたのかということも、分かれば教えていただきたいと思います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○小野子ども課長 まず私からは、1点目の子ども会の課題と対応でございます。

子ども会育成会について、課題と認識しているのは大きく2点ありまして、役員の担い手不足、そして、活動内容のマナー化ということです。

この2つに対応するために、まず1点目として、答弁でもお答えした、育成者の意見交換、子ども会同士の情報交換を行ってきました。

そして、もう1つが、役員や子どもの会員の担い手不足に対しては、リーダー研修というものを道でやっています、そちらに年に数名ずつ、リーダーになる素質を育成するために、子どもを派遣しております。

以上です。

○戸沼学校教育課長 病気休職に伴う代替教員の配置のことですが、基本的には、道教委が任用を行うものですが、ここ数年、見つからないケースというのは、僅かではあります、事例としてはあります。対応策としては、なかなか根本的な解決に至るようなものはないのですが、現実的には、今、お仕事をされていなくて、教員免許をお持ちになって指導ができる方、そういう方を、それぞれ学校の先生の方を頼りながら探して道教委に任用してもらうということが実態です。教育部でも、誰か代替教員を抱えているわけではありませんので、なかなか見つけるのは苦労しているということは実態としてはあるかなと思います。

以上です。

○杉野委員 ありがとうございます。

○吉永教育長 ほかに、ご意見、ご質問ございますか。

○遠藤委員 石黒議員の不登校の件ですが、小学校、中学校、学年別でどれぐらいの人数かというのは分かるものなのでしょうか。

あと、タブレットの活用について、何か効果が出てきているものがあれば教えていただきたいと思います。

○出口指導室長 不登校児童生徒数については、7日以上欠席という子どもの数を毎月集計しております。今手元にはございませんので、後ほどお渡しできればと思っています。

それから、学びの保障の部分でいいますと、ご指摘のタブレット端末を活用した事例もございます。子どもとしては、やはり授業をライブ配信してもらいながら聞くことで、実際に登校している子どもたちと一緒に学習ができるというところについては、やはり、精神面のプラスというのはものすごくあるのかなと思っています。あわせて、学力の保障というところでも効果を発揮しているところだと今のところは認識しております。

以上でございます。

○遠藤委員 ありがとうございます。

○吉永教育長 ほかに、ご質問、ご意見ありますか。

○南部委員 先ほど、学校教育課から教えていただいた代替教員の、先生方の方をたどってというご発言がありましたが、これは何かデータベースというか、登録制みたいなような形でされているのか、その都度、先生にお願いして聞いているのか。どのような感じでやられているのですか。

○戸沼学校教育課長 データベースにしてという形ではできておりません。ですので、現実的には、今現在、どういう方が人材としていらっしゃるのかという状況は分からない中で、繰り返しになりますが、学校の先生方のネットワークの中で、誰か目ぼしい人がいな

いかということを確認しながら対応しているというところでは。

以上です。

○南部委員 そうしたら、登録制みたいなような形をして把握をしておいたほうが対応は早くなるのではと思います。もちろん、その時に元々先生をやられていた方が対応できるかどうかは分からないですが、そのほうが多少スピードアップにつながるような気がします。今後、そういうような方法で進めていくことは検討されていないのですか。

○戸沼学校教育課長 今、南部委員がおっしゃったようなことは、できると、確かにスピードアップにつながるかなということは考えます。ただ、今現在、そういうデータベースを作ることによって、お仕事を期待されているという方なのか、そうでない方なのかという部分も確認が必要かなと思いますが、前向きにその辺については考えていきたいと思えます。

以上です。

○吉永教育長 ほかに、ご意見、ご質問ございますか。

○菊池委員 宮下議員のところの、制服の選択についてですが、制服があるところは全校選択ができるのか、基準があるのか、ないのかという部分を知りたいなど。というのも、業者からスカートでない駄目だと言われた子がいたという話を聞いたので、実際どのようになっているのか教えてください。

○出口指導室長 全中学校の状況を確認しているわけではないのですが、現状としては、女子であればスラックスの着用等を認めるという方向に、今、舵が切れているはずなので、具体的なことについては今お答えできませんが、そういった形が望ましいということでは伝えていこうと思っています。

○菊池委員 分かりました。よろしくお願いします。

○吉永教育長 ほかに、ご意見、ご質問ありますか。

(「なし」という声あり)

○吉永教育長 なければ、この件については終了してよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○吉永教育長 では、本報告については終了いたします。

議案に対する提案理由について、説明を求めます。

○所教育部長 それでは、提案理由について説明をいたします。

議案第1号 岩見沢市立学校管理規則の一部改正について 岩見沢市立学校の小中一貫教育の実施に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

議案第2号 岩見沢スポーツセンター条例施行規則等の一部改正について、議案第3号 岩見沢トレーニングセンター条例施行規則及び岩見沢市温水プール条例施行規則の一部改正について、議案第4号 社会体育施設等の利用における市内・市外の判定基準の設定について、議案第5号 社会体育施設等の利用における既納の使用料を還付する場合及び取消料の徴収基準の設定について、議案第6号 社会体育施設等の利用目的による優先予約

の受付基準の設定について 以上の5つの案件につきましては、岩見沢スポーツセンター条例等の一部改正に伴い、関連する所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第7号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について 児童福祉施設の設備・運営に関する基準等の一部を改正する省令及び民法等の一部改正に伴う関係府省令の整備に関する府省令の施行を受け、安全計画の策定等に関する規定の追加、その他所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第8号 岩見沢市へき地保育所条例の一部改正について、議案第9号 岩見沢市へき地保育所条例施行規則の一部改正について 幌達布保育所の廃止に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第10号 岩見沢市立高等学校職員の昇給及び勤勉手当に係る取扱要綱の一部改正について 先に改正された北海道学校職員の給与に関する条例の規定に準じ、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

以上です。

○吉永教育長 それでは、日程番号3、議案第1号 岩見沢市立学校管理規則の一部改正について審議を行います。

説明をお願いいたします。

○戸沼学校教育課長 それでは、岩見沢市立学校管理規則の一部改正についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、令和3年第10回教育委員会定例会において決定されました北村地区及び栗沢地区における小中一貫教育の導入に関しまして、学校管理規則に所要の規定を追加するものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいのですが、第36条の次に第36条の2を加え、第1項には、学校教育法施行規則第79条の9の規定により、「小学校における教育と中学校における教育を一貫して実施するものとする」の規定を設けまして、学校名を明記するとともに、第2項においては、「教育課程を編成しようとするときは、中学校併設型小学校の校長と小学校併設型中学校の校長との間であらかじめ協議するものとする」の文言を規定いたします。

なお、施行期日につきましては、令和5年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○吉永教育長 ただ今、議案第1号についての説明がありました。

委員の皆様からご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○南部委員 中学校併設型小学校と小学校併設型中学校の記載について、理解不足でよく分からないのですが、どういう違いがあるのでしょうか。

○戸沼学校教育課長 端的に申し上げますと、小中一貫教育を施す場合に、義務教育学校でなければ、小学校、中学校の組織はそのまま残りますので、そういったケースで、小学

校、中学校を呼ぶときに、この文言を使っているということです。

○南部委員 あくまでも北村小学校と北村中学校は別々にあって、どちらの立場から見たときの呼称という、そういう理解でいいですか。

○戸沼学校教育課長 そういう理解で構わないかと思います。

○南部委員 分かりました。

それともう1点。これは、一貫教育になるということで、この場合、校長先生も一人になってしまうのですか。

○戸沼学校教育課長 先ほどお話ししたように、組織上は小中それぞれ残りますので、それぞれお一人ずつの校長先生を配置するということになります。ただ、これが義務教育学校ということとして改めて設置する場合は、それは1つの学校という形になりますので、そのときには、基本的には1名の校長先生ということになります。

以上です。

○南部委員 分かりました。

○吉永教育長 ほか、ご意見、ご質問ありますか。

(「なし」という声あり)

○吉永教育長 では、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○吉永教育長 それでは、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号4、議案第2号 岩見沢スポーツセンター条例施行規則等の一部改正について、日程番号5、議案第3号 岩見沢トレーニングセンター条例施行規則及び岩見沢市温水プール条例施行規則の一部改正について、日程番号6、議案第4号 社会体育施設等の利用における市内・市外の判定基準の設定について、日程番号7、議案第5号 社会体育施設等の利用における既納の使用料を還付する場合及び取消料の徴収基準の設定について、日程番号8、議案第6号 社会体育施設等の利用目的による優先予約の受付基準の設定について、いずれも岩見沢スポーツセンター条例等の一部改正に伴う議案となりますので、一括審議いたします。

説明をお願いいたします。

○浦田生涯学習・文化・スポーツ振興課主幹 それでは、議案第2号から議案第6号まで一括してご説明いたします。

議案第6号の1ページ、2ページ目をめくっていただき、左上に議案第2号から第6号参考資料と表記されている資料で説明をさせていただきます。

岩見沢スポーツセンター条例施行規則等の一部を改正する規則等の概要を基に説明をさせていただきます。

初めに、改正規則等について、本議案につきまして、令和4年11月の第11回教育委員会定例会及び12月の市議会第4回定例会において、利用者の利便性と施設稼働率の向

上を図り、施設ごとの利用時間帯等の区分を均衡化するなど所要の規定の整備を行うため、岩見沢スポーツセンター条例等の一部改正について可決されましたことを受け、このたび、関連する規則等について、所要の規定の整備を行うものであります。

市長規則では、スポーツセンター条例施行規則等 9 本、教育委員会規則、トレーニングセンター条例施行規則等 2 本、また、新たに教育委員会要綱として、市内・市外の判定基準等 3 本、計 14 本について規則等の改正を行うものです。

主な改正内容としまして、(1) 備品使用料の改正として、総合体育館、スポーツセンターの備品使用区分を 4 時間当たりから 2 時間当たりとし、その他、既に廃棄済みの物品及び安全性の観点から使用を中止する物品を削除するなど、所要の規定の整備を行います。

(2) 既納の使用料を還付する期限の統一として、市内施設で対応が異なっていた使用料の還付について、一律、使用開始日の 3 日前までに取消しの申出があった場合に全額還付するように統一いたします。

(3) 岩見沢市都市公園条例に規定する有料公園施設の開設期間等に定めがなかったことから、新たに定めるものであります。

その他としまして、各施設で取扱いの根拠が明確でないものについて、教育委員会要綱を新たに制定し、運用を統一してまいります。

(1) 市内市外の市内・市外の判定基準について、代表者が岩見沢市民であるが、構成員の大半が市外在住者であったりする場合について市内団体としているなど、各施設において判断が異なる場合があるものについて基準を示します。

(2) キャンセル料、取消料について、安易な予約取消しを防止する観点から、特定の条件下での取消し時にキャンセル料、取消料を徴収するように統一を図ります。

説明は以上です。ご審議お願いいたします。

○吉永教育長 ただ今、議案第 2 号から議案第 6 号についての説明がありました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○菊池委員 第 2 号のスポーツセンター条例の物件使用料ですが、スポーツセンターと総合体育館で同じものを使っても使用料が異なるものがあるのはなぜなのか教えてください。

○浦田生涯学習・文化・スポーツ振興課主幹 スポーツセンターと総合体育館、同じ機種の器具等がございますが、購入した日、または時期的に使われた内容ですとか、使ったものの品種によって、新しいものから古いものがございますので、先に購入したのから順に金額を決めているところであります。

○菊池委員 分かりました。ありがとうございます。

○吉永教育長 ほかにございますか。

○南部委員 その他の部分の(1) 代表者が岩見沢市民であるが構成員の大半が市外在住者であったりする場合に市内団体とするなど、各施設で判断が異なる場合があるので、この基準を示すということで、この基準はどこに出ているのか、教えていただけますか。

○浦田生涯学習・文化・スポーツ振興課主幹 団体における市内・市内の判定についてで

ございますが、団体の代表者が個人の条項を満たし、かつ構成員のおおむね6割以上が個人の条件を満たすようであれば市内という形で、今回対応していきたいと思っております。

○南部委員 それは、どこかこれにうたっているのですか。

○浦田生涯学習・文化・スポーツ振興課主幹 議案第4号、社会体育施設等の利用における市内・市外の判定基準の設定についてというところであっております。

○南部委員 分かりました。

○吉永教育長 ほか、ご意見、ご質問ございますか。

(「なし」という声あり)

○吉永教育長 では、この件についてほかにご異議がなければ、このようなことで決定させていただきます。

(「はい」という声あり)

○吉永教育長 それでは、議案第2号から議案第6号について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号9、議案第7号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について審議いたします。

説明をお願いいたします。

○小野子ども課長 それでは、議案第7号についてご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

この改正は、国の児童福祉施設の設備や運営に関する基準等の省令のほか、民法等の一部改正に伴う関係府省令が整備されたことを受けまして、保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等の運営に関する基準を定めた3つの条例で所要の規定の整備を行うものです。

まず、1つ目の条例は、岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例で、保育所や幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所等が関係します。

改正するのは第26条です。利用者に対する懲戒権の規定を削除します。これは、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があったことから、今回の削除に至りました。

2つ目の条例は、岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で、主に小規模保育事業所が関係します。それが次のページになります。改正点は4点で、まず、第7条の2として、安全計画の策定等に関する規定を追加します。これは、報道にもありました、バスの置き去り事件を受けてのものになります。

次に、第10条です。保育事業所が社会福祉施設等と併設していた場合、これまで双方で設備や職員を兼ねることに制限がありましたが、それを緩和します。

次に、第13条では、先ほどの条例と同様、利用者に対する懲戒権の規定を削除します。

次に、第14条第2項です。これまで、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるよう規定されていましたが、今後は研修や訓練の定期的な実施に努めるように改めます。

次のページに行きます。3つ目の条例は、岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で、放課後児童クラブに関係します。改正点は3点です。

まず、第6条の2として、安全計画の策定等に関する規定を追加します。

次に、第12条の2として、業務継続計画の策定等に関する規定を追加します。

最後に、第13条第2項では、先ほどの条例と同様、感染症対策として今後は研修や訓練の定期的な実施に努めるように改めます。

以上、これらの条例改正については、市議会第1回定例会にて提案する予定です。施行日を、懲戒権の削除については公布の日、それ以外については令和5年4月1日としています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○吉永教育長 ただ今、議案第7号について説明がございました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」という声あり)

○吉永教育長 では、この件についてご異議がなければ、このようなことで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○吉永教育長 では、議案第7号について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号10、議案第8号 岩見沢市へき地保育所条例の一部改正について、日程番号11、議案第9号 岩見沢市へき地保育所条例施行規則の一部改正について、いずれも、幌達布保育所の廃止に伴い、規定の整備を行うものであることから、一括して審議をいたします。

説明をお願いいたします。

○小野子ども課長 それでは、議案第8号、第9号を一括してご説明いたします。

市が設置するへき地保育所は、北村地域に2か所、栗沢地域に1か所ありますが、そのうち、北村地域の幌達布保育所を令和5年3月末をもって閉所とするため、条例の別表から幌達布保育所を削除するとともに、施行規則の第3条から幌達布保育所に関する規定を削除するものです。

北村地域には、平成18年の市町村合併当時、4か所のへき地保育所がありましたが、東保育所が平成20年度に廃止、豊正保育所が平成29年度に廃止した後、中央、幌達布の2か所で運営してまいりました。幌達布保育所には平成2年度7名の入所児童がいましたが、令和3年度以降は入所希望がなく、休所としていました。その後も入所希望がないことから、幌達布や砂浜地域の住民の皆さんと協議した結果、今後、入所を予定する児童が見込めないことから、閉所もやむを得ないとのご意見をいただきました。

今後、市議会第1回定例会にて、この条例の一部改正を提案する予定です。

施行日を令和5年4月1日としています。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○吉永教育長 ただ今、議案第8号、議案第9号について説明がございました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」という声あり)

○吉永教育長 では、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定をさせていただいてもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○吉永教育長 それでは、議案第8号及び議案第9号について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号12、議案第10号 岩見沢市立高等学校職員の昇給及び勤勉手当に係る取扱要綱の一部改正について審議をいたします。

説明をお願いいたします。

○廣田緑陵高等学校事務長 議案第10号 岩見沢市立高等学校職員の昇給及び勤勉手当に係る取扱要綱の一部改正についてご説明いたします。

岩見沢市立高等学校職員の給与につきましては、岩見沢市立高等学校教育職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例で準用する、北海道の学校職員の給与に関する条例に基づき支給しているところでございます。

昨年12月に道条例の一部が改正され、令和4年12月27日に施行されました。6月と12月に支給される期末勤勉手当において、勤勉手当が100分の5か月引き上げられたことに伴い、道教委が定めた市町村立学校職員の昇給及び勤勉手当に係る取扱要綱が改正されたことから、同要綱に準じて定めた岩見沢市立高等学校職員の昇給及び勤勉手当に係る取扱要綱も同様の改正を行うものでございます。

では、1ページめくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。

3、成績率でございますが、勤勉手当の支給率が改定されたことにより、成績区分に応じ定められている成績率が、特に優秀Aは100分の109.5以上から100分の5引き上げた100分の114.5以上に、優秀Bにつきましても、同様に100分の101.5以上から100分の106.5以上に、良好Cにつきましても、100分の93.5から100分の98.5に改正するものです。

あわせて、再任用職員については、半分の上げ幅、100分の2.5か月となっており、優秀Bは100分の46以上から100分の48.5以上に、良好Cにつきましても、100分の44.5から100分の47に改正するものです。

また、良好でないDにつきましても、一番下の欄ですが、再任用職員のみ、100分の44.5未満から100分の46未満へ改正となります。

この施行に当たりましては、決定の日、つまり本日とし、北海道と同様に令和4年6月期及び12月期の期末勤勉手当の支給に遡って適用することとなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉永教育長 ただ今、議案第10号について説明がございました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

(「なし」という声あり)

○吉永教育長 では、この件についてほかにご異議がなければ、このようなことで進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○吉永教育長 では、議案第10号については、原案のとおり決定いたします。

では、続きまして、その他に移りますが、委員の皆様から何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○吉永教育長 特になければ、事務局から何かございませんか。

○出口指導室長 その他の1件目、令和4年度教育委員学校視察のまとめについて、私からご説明させていただきます。

今年度、市立小中学校及び緑陵高等学校全24校を対象とした学校視察を計画し、7月5日から11月29日までの9日間で実施いたしました。新型コロナウイルス感染症などの影響により、3日分を再設定しましたが、全学校の視察を終えることができました。その視察のまとめについて、資料をご覧ください。

4の視察内容についてからとなります。学校における、子どもが輝く岩見沢の教育づくりの取組について、成果を白丸、課題を黒丸で示しております。授業参観では、統一した授業スタイルが定着している学校が多く見られたことと、か、「子どもと創る授業」への転換に向けた授業づくりを進めている学校が見られたことというのが大きな成果でした。また、教育委員の皆様からもご指摘がありましたが、子どもたちの集中力や意欲などの学びに向かう姿勢、子どもと先生との関係性がよく、心地よい、しっとり感ある学級風土、さらには、タブレット端末の積極的な活用が見られた点、さらには、ローテーションや担任外教諭による道徳授業の導入など、各学校の創意工夫ある取組が見られたことなども成果と考えております。

半面、教えて考えさせる授業の実践だけをなぞる授業が見られたことと、か、グループ活動が、明確な目的のない単なる交流にとどまっていること、さらに、教育委員の皆様より、昨年度と同一内容の指摘がなされるなど、授業づくりの進捗状況や授業の質については、学校間格差、教師間格差が見られるということが課題だろうと考えております。

懇談においては、校長の明確な経営ビジョンに基づく指導の下、経営方針が具現化され、組織的な学校改善が進んでいることを実感できる学校が増えてきましたが、一方で、校長の経営方針が焦点化されていない学校と、か、組織全体に浸透していないと感じられる学校も見られたところと、か。

このように、学校間格差というのはまだ若干残るものの、新型コロナウイルス感染症に対する感染リスクを低減した上で、教育効果に目を向け、学校の目的意識と、か、意図、意欲が感じられる、教育委員学校視察となりました。

教育委員の皆様のご支援により、各学校の現状を把握し、改善、充実に資する視察がで

きましたことに感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

また、この機会に、何か、次年度に引き継いでおくことなどがありましたら、お知らせいただければと思います。

私からは以上です。

○吉永教育長 今、報告がありましたが、次年度に引き継ぐことも含めて、何かお話ししたいこと、ご意見、ありますか。

○南部委員 今回初めて視察に参加させてもらいましたが、1クラス当たり数分で見えたことについて、非常にちょっと、落ち着かないという表現が合うのかどうか分かりませんが、もうちょっと、じっくり見たいというのが感想を持ちました。たくさん見ることは大切だと思いますが、それによって、本当に問題点というか、どうだったのかなという視点を逃しているような気がしてならないので、その辺りを工夫していただければなと思っております。

以上です。

○吉永教育長 来年度以降の視察の方向について検討させていただくということで。

ほかはございますか。

○杉野委員 感想になるのですが、コロナの影響で視察の日程が一部変更になったりと、日程調整に当たっていただいた指導室長さん、大変だったのではないかなと思います。

そんな中、全ての学校の視察ができて、学校の様子だとか、子どもたちの活動の姿を見ることができて、本当によかったなと思います。どの学校も、岩見沢市の教育行政方針の具現化に向けて、校長先生中心に、先生方が一つになって教育活動を行っている姿だとか、あと、子どもたちの明るく伸び伸び活動する姿を見ることができて、成果が上がっているなと感じました。

あと、ちょっと、私だけが心配していることなのかもしれないですが、コロナとの付き合いも3年経過して、ウィズコロナということで、コロナの流行の中、感染防止を図りながら、社会活動だとか経済活動が営まれており、学校においてもそういう対策を取りながら教育活動が行われていますが、まだまだ3年前のコロナ流行前の状況には戻っていないのではないかなと思います。

このような状況の中、各学校は、学校視察ということで、我々を受け入れていただいて、感謝するところですが、ただ、子どもたちは、まだ学校生活を制約のある中で送っているのかなと思います。そんな中、視察ということで、我々が教室に入っていきますが、子どもの中には、感染が心配で登校を控える子どももいるなかで、子どもたち、それから保護者から、我々が入ることによって、心配の声があがっていたりすることはないのでしょうか。

○出口指導室長 外部の方々が学校に入ることに関しては、少しずつ学校もそこは緩和しているところになります。当然、そのときの感染状況によりますが、一時期、コロナが始まった頃は、参観日ですとか、そういうものを中止するというときはありましたが、

今はそれも可能な限り、学年別ですとか、ブロック別ですとかということで、やろうと試みているところです。

なので、感染リスクの低減と教育効果という意味合いを比較しながら、それぞれの学校が、その時々感染状況を踏まえて、いろいろなことを企画するということですので、この教育委員訪問についても、それこそ、学級閉鎖明けですとかというのは、もう除いて、改めて設定したということもありますので、我々としても、日程設定については、そのときの感染状況を十分踏まえた上で設定をしていきたいと考えています。今のところ、私に入ってきている苦情はございません。

○杉野委員 分かりました。ありがとうございます。

○吉永教育長 ほか、何かありますか。よろしいですか。

では、次の項をお願いします。

○出口指導室長 その他の2番目、令和5年度「子どもが輝く岩見沢の教育づくり」につきまして、学校教育に関わる内容についてご説明いたします。資料をご覧ください。

この資料は、令和5年度の教育行政方針の骨子となるもので、各校長が設定する学校経営方針に生かすことができるようにするために、教育行政方針の決定に先立って、例年12月段階で案として示すことにしております。

「『よい地域』には『よい学校』があり、『よい学校』をつくることで『よい地域』が形成される。～未来のトピラを拓く、教育のまち 岩見沢～」という、教育長の熱い思いの籠もったスローガンを新たに設定したところです。

表題の「子どもが輝く岩見沢の教育づくり」につきましては、文言の整理、修正を行いました。内容的には今年度と同内容となっております。コロナ禍ということもあり、教育活動の制約、制限が多く、なかなか思いどおりに進めることができなかつた協働的な学びを充実させるために、いま一度、子どもとつくる授業に重点を置いた取組を中心として記載をしているところです。

6つの重点項目の枠組みに大きな変更はありませんが、子どもが輝く岩見沢、輝く教育をさらに進めるために、子どもを大切にする教師の姿勢を前提とする授業づくりですとか、傾聴・受容・共感の学校文化、学校風土を醸成するピア・サポート、さらには、1人1台のタブレット端末を効果的に活用した授業づくりをはじめとした取組を推進してまいります。

なお、この資料につきましては、あくまでも現段階における案であり、今後、教育行政方針の作成段階では、各項目の文言等の表現内容が変わる場合がありますので、ご承知いただきたいと思っております。

以上でございます。

○吉永教育長 来年度における、子どもが輝く岩見沢の教育づくりについての案の報告がありました。

これについて、何かご質問、ご意見ございますか。

(「なし」という声あり)

○吉永教育長 では、もう1つの報告をお願いします。

○出口指導室長 その他の3点目、令和4年度全国学力・学習状況調査「調査結果報告書」につきましてご説明いたします。

速報値につきましては、8月の教育委員会で文言表記上、小学校、中学校ともに、国語、算数・数学は全国平均同様、理科はほぼ同様という内容をお伝えいたしました。その後、教育研究所を中心に分析、考察を行い、調査結果報告書としてまとめたものが、お手元の資料となります。

資料のつくりとしましては、Ⅰ調査の概要、Ⅱ教科に関する調査結果の概要、Ⅲ教科に関する調査結果ということで、小学校国語から中学校理科までの6観点で整理されています。その後、課題等と指導改善のポイント、問題別集計結果、領域において3ポイント程度の差がある問題について、そして、特徴的な質問紙調査の項目。Ⅳで児童生徒質問紙調査の結果、Ⅴでクロス集計、Ⅵで各学校が取り組むべき岩見沢市の3つの方策ということで、整理をされております。

一つ一つの詳細についてはご説明いたしません、内容についてご承知おきいただきたく思っております。この後、教育委員会のホームページにこの報告書を掲載するという流れで考えておりますので、ご承知おきいただければと思っております。

私からは以上でございます。

○吉永教育長 令和4年度に行いました全国学力・学習状況調査の結果報告になります。ホームページでも公表するということです。

この件について、何かご意見、ご質問、ありますか。

○杉野委員 いや、すごく膨大な中身で、すばらしいなと思って見えています。いかに改善に繋げていくかというのが大事なかなと思いますが、1点教えていただければと思います。

29ページの中学校の数学のところですが、数と式で、問題番号1のところですね。岩見沢市と全国の差がマイナス14.7ということで、非常に大きい差がここに現れています。あと、ほかはそれほど大きな差が見られませんが、素因数分解の問題で、どうしてこんなに大きな差ができたのかなという部分について、もし、分析の結果など分かることがあれば教えていただきたいと思います。

○出口指導室長 確認し、後ほど回答させていただいてもよろしいですか。

○南部委員 推測ですけども、まだ授業でやってなかったとか、進捗の差ではないですかね。習っている子と習っていない子と。それぐらいしか考えられないですよ。

○杉野委員 そういうことがもしあったとすれば、ちょっと問題かなと。

○出口指導室長 問題的にはそんなに難しいはずではないので、確認させていただきます。

○吉永教育長 前段の数学の分析の中に、因数分解は理解しているが、素数の関係等々が習熟的に厳しいところが見られるようなところが書いてあったので、そこら辺のところも、今後、検討していかなきゃいけないところかなと思っております。

ほか、ございますか。

(「なし」という声あり)

○吉永教育長 特になければ、来月の定例会の日程についてです。来月、2月15日が第3水曜日となりますが、委員の皆様のご都合はよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○吉永教育長 では、午前10時からということで、場所については、であえーる岩見沢4階の会議室で行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第1回教育委員会定例会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午前11時08分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員